平成２９年（フ）第５１号
愛媛県新居浜市庄内町６丁目１番７号
債務者　赤尾サヨ子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５４号
愛媛県新居浜市中村松木１丁目10番44―306号、前住所愛媛県新居浜市中村３丁目10番21号
債務者　横山　　覚
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４９号
茨城県取手市井野台４丁目６番31号
債務者　菅谷　隆二
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
川崎市麻生区千代ケ丘５丁目７番地１　ウェルシャンブル　310
債務者　北里　和夫
成年後見人　内藤　頼子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
長野県松本市大字島内3499番地１　クローバー
債務者　澤田　裕夫
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３３号
長野県岡谷市10016番地421
債務者　高山　勝行
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１５５号
熊本市東区桜木３丁目14番30号　興和第３コーポ101
債務者　馬場　昭光
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５６号
熊本市東区桜木３丁目14番30号　興和第３コーポ101
債務者　馬場　明美
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
鹿児島県出水郡長島町諸浦995番地１　本浦町営住宅４号棟
債務者　生田　俊祐
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
鹿児島県出水郡長島町諸浦1291番地３
債務者　古田　拓哉
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
鹿児島県薩摩川内市宮内町５番16号　南栄ビル31号室
債務者　内村　義隆
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
青森県黒石市緑町３丁目31番地
債務者　千葉　良太（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２４号
青森県つがる市木造菰槌江野島39番地１
債務者　古舘　達矢
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
沖縄県那覇市識名１丁目17番１―511号　識名市営住宅
債務者　金城　京子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２６号
山口市下竪小路43番地　プレジール竪小路106
債務者　山野　想平
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８０号
北海道北広島市大曲光４丁目13番地６
債務者　小野　英利
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１０号
札幌市白石区南郷通14丁目南８番15号　ウェル南郷102号
債務者　本間　文直
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部